

2026 年 8 月 25 日

各位

シャープ株式会社
代表取締役 河村 哲治

シャープディスプレイカラーフィルター株式会社
代表取締役 島戸 幸和

吸収合併に係る事前開示書類

シャープ株式会社（以下、「SC」といいます。）及びシャープディスプレイカラーフィルター株式会社（以下、「SDCC」といいます。）は、2027 年 4 月 1 日に SC を吸収合併存続会社、SDCC を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行うこととし、合併契約を締結いたしました。

なお、本吸収合併は、SC においては会社法第 796 条第 2 項に基づき簡易合併として、SC の完全子会社である SDCC においては会社法第 784 条第 1 項に基づき略式合併として、株主総会の承認を得ずに行います。

本吸収合併に関する事項は以下のとおりです。

1. 合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併は、完全親子会社間の合併につき、SC は SDCC の株主に対して合併対価の交付は行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

SC は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）又は SC の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://corporate.jp.sharp/ir/library/securities/>

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生日までに生じる SC 及び SDCC の資産及び債務の額の変動を考慮しても、本吸収合併後に SC が負担する債務について、履行の見込みに問題がないものと判断しております。

以 上

合 併 契 約 書

シャープ株式会社（住所：大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目 1 番 25 号、以下「甲」という。）とシャープディスプレイカラーフィルター株式会社（住所：三重県津市森町 5009 番 2 ニューファクトリーひさい工業団地、以下「乙」という。）とは、以下の通り合併契約を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲と乙は合併し、甲は吸収合併存続会社として存続し、乙は吸収合併消滅会社として解散するものとする。

第 2 条（合併に際して交付する株式、金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる株式、金銭等の交付は行わないものとする。

第 3 条（合併により増加する甲の資本金及び準備金等の額に関する事項）

甲が合併により増加する資本金及び準備金等の額は、次の通りとする。

- （１） 資本金 0 円。 合併後の甲の資本金は 5,005,077,890 円とする。
- （２） 資本準備金 0 円。 合併後の甲の資本準備金は 1,255,077,890 円とする。
- （３） 利益準備金 0 円。 合併後の甲の利益準備金は 0 円とする。

第 4 条（吸収合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、2027 年 4 月 1 日とする。但し、甲及び乙は、協議の上、これを合意により変更することができる。

第 5 条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産負債及びこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

第 6 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務及び財産の管理運営を行い、合併に重大な影響を及ぼす事項を行うときは、別途協議の上、相手方の同意を得て行うものとする。

第 7 条（本契約の解除等）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、不可抗力その他の事由により、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、合意により、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（本契約書に規定以外の事項）

本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨にしたがい、甲及び乙において協議の上定める。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有する。

2026 年 8 月 7 日

甲： 大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目 1 番 25 号
シャープ株式会社
代表取締役社長 河村 哲治

乙： 三重県津市森町 5009 番 2 ニューファクトリーひさい工業団地
シャープディスプレイカラーフィルター株式会社
代表取締役社長 島戸 幸和

第 6 期 計算書類

2025年 4月 1 日 から
2026年 3月 31 日 まで

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

シャープディスプレイカラーフィルター株式会社

貸 借 対 照 表

(2026年 3 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,763,999	流 動 負 債	2,671,624
現 金 及 び 預 金	309,202	買 掛 金	316,170
売 掛 金	280,973	未 払 金	321,327
原 材 料	97,907	未 払 費 用	986,834
仕 掛 品	333,266	未 払 消 費 税	22,659
貯 蔵 品	292,006	未 払 法 人 税 等	13,042
預 け 金	450,000	リ ー ス 債 務	289,370
そ の 他	642	預 り 金	2,219
固 定 資 産	87,123	賞 与 引 当 金	47,000
有 形 固 定 資 産	0	事 業 構 造 改 革 引 当 金	673,000
リ ー ス 資 産	0	固 定 負 債	277,756
投資その他の資産	87,122	リ ー ス 債 務	248,401
前 払 年 金 費 用	84,841	繰 延 税 金 負 債	29,355
そ の 他	2,280	負 債 合 計	2,949,381
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	△1,098,258
		資 本 金	50,000
		利 益 剰 余 金	△1,148,258
		利 益 準 備 金	12,500
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,160,758
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,160,758
		純 資 産 合 計	△1,098,258
資 産 合 計	1,851,122	負 債 純 資 産 合 計	1,851,122

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2025 年 4 月 1 日 から
2026 年 3 月 31 日 まで 〕

(単位：千円)

売 上 高	4,583,187
売 上 原 価	4,464,209
売 上 総 利 益	118,977
営 業 利 益	118,977
営 業 外 収 益	7,921
受 取 利 息	2,791
固 定 資 産 賃 貸 料 収 入	1,802
有 価 物 売 却 収 入	3,327
経 常 利 益	126,899
特 別 損 失	1,219,870
固 定 資 産 廃 棄 損	0
固 定 資 産 減 損 損 失	537,771
事 業 構 造 改 革 費 用	682,099
税 引 前 当 期 純 損 失	1,092,971
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	41,910
法 人 税 等 調 整 額	25,878
当 期 純 損 失	1,160,759

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2025年 4月 1 日 から
2026年 3月 31 日 まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産 合 計
	資本金	利益剰余金			株主 資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	50,000	4,205	276,963	281,168	331,168	331,168
当 期 変 動 額						
利 益 準 備 金 の 積 立	-	8,294	△8,294	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	△268,668	△268,668	△268,668	△268,668
当 期 純 損 失	-	-	1,160,759	1,160,759	1,160,759	1,160,759
当 期 変 動 額 合 計	-	8,294	△1,437,722	△1,429,427	△1,429,427	△1,429,427
当 期 末 残 高	50,000	12,500	△1,160,758	△1,148,258	△1,098,258	△1,098,258

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

製品、原材料、仕掛品・・・・・・・・・・移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品・・・・・・・・・・最終取得原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した結果、計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

ディスプレイデバイス製造事業

主にディスプレイデバイスの製造を行っております。このような製品については、顧客に製品を引き渡し、検収をもって収益認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

シャープ株式会社は、グループ通算制度を適用しており、当社は、その通算子法人となっております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	1,000株	—	—	1,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	268,668千円	268,668円	2025年3月31日	2025年6月30日

第 6 期 計算書類の附属明細書

〔 2025年 4月 1 日 から
2026年 3月 31 日 まで 〕

シャープディスプレイカラーフィルター株式会社

目 次

	頁
1. 有形固定資産の明細	1
2. 引当金の明細	1

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額 (内 減損損失額)	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却 累計額
有形 資産 固定	リース資産	771,044	256,416	578,495 (537,771)	448,965	0	2,596,241
	計	771,044	256,416	578,495 (537,771)	448,965	0	2,596,241

増減の主な内容

リース資産の増加 久居工場のカラーフィルター生産装置であります。
リース資産の減少 減損に伴う減少であります。

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞 与 引 当 金	42,000	47,000	42,000	47,000
事業構造改革引当金	-	673,000	-	673,000
退職給付引当金	△84,872	39,702	39,671	△84,841

(注1) 引当金の計上理由及び額の算定の方法は、個別注記表に記載しております。

(注2) 退職給付引当金がマイナス残高となっているため、前払年金費用を計上しております。

第6期 事業報告

〔 2025 年 4 月 1 日 から
2026 年 3 月 31 日 まで 〕

事業報告

〔 2025 年 4 月 1 日 から
2026 年 3 月 31 日 まで 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度における経営環境は、世界的な物価高がピーク時と比較して徐々に鈍化したものの、為替は依然として変動が大きく不安定であり、さらにウクライナ情勢や中東地域の緊張の高まりにより、地政学リスクが増大し先行き不透明な状況が継続しました。

ディスプレイは映像を表示するだけでなく、情報の入出力用デバイスとして数多くの機器に搭載されており、年々市場は拡大傾向にあります。大型化、高精細化、低消費電力化等、ディスプレイに対する様々なニーズに対して、業界各社は開発・製造に取り組んでおり、中でも中国企業はこの 10 年で急成長を果たす等、ディスプレイ業界の競争環境は厳しさを増しています。

当社の親会社であり、カラーフィルターの納入先である、シャープディスプレイテクノロジー株式会社 亀山第 2 工場は、これまで国内最大級の G8 サイズのマザーガラスと、最先端の IGZO 技術を併せ持つ主力工場として、シャープのディスプレイ事業の発展に大きく貢献してきました。昨今の厳しい事業環境の中で業績が低迷している亀山第 2 工場について、シャープディスプレイテクノロジー株式会社と今後の事業展開について協議を行った結果、亀山第 2 工場の事業継続は困難との判断に至り、顧客に対し将来必要となる数量を纏めて生産した上で、工場を終息する方針となりました。

当社は、この方針を受け、事業存続のための対応策を検討しましたが、亀山第 2 工場に代わる顧客開拓や事業内容の速やかな転換は難しく、当社としても事業の継続は困難であるとの判断に至り、今後決定される亀山第 2 工場の生産停止時期に合わせて、当社久居工場でのカラーフィルター製造販売事業を終息することを、2026 年 2 月 10 日の取締役会で決議いたしました。

当事業年度は、売上高は 45 億 83 百万円（前年比 98%）、営業利益は 1 億 19 百万円（同、110%）と黒字を確保したものの、将来的な事業終息に伴う固定資産減損損失 5 億 38 百万円、および事業構造改革費用 6 億 82 百万円を特別損失として計上したことにより、税引前当期純損失は 10 億 93 百万円、当期純損失は 11 億 61 百万円となりました。

（2）対処すべき課題

当社は、親会社のグループ戦略および当社を取り巻く事業環境を踏まえ、将来的な会社終息を前提とした事業運営を行う方針としております。

現在、シャープディスプレイテクノロジー株式会社において、顧客の所要確認に基づき、亀山第 2 工場の生産停止時期について検討を行っている段階にあり、当社として、事業終息に至るまでの間、当面は現行の事業活動を継続する予定であります。

このような状況のもと、当社においては、亀山第2工場の終息に至るまでの稼働に応じたカラーフィルターの安定供給を適切に進めるとともに、事業の整理およびコスト管理、契約関係の適正な終了に向けた対応を円滑に行うことが、当社の対処すべき重要な課題となっております。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先して「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を遵守・実践し、従業員の模範となる。また、取締役会における、重要事項の審議・決定又は重要な職務の執行の報告を通じ、取締役の職務を相互に監督するとともに、監査役から職務執行について監査を受け、監査役から勧告・助言があった時は、これを尊重する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて適正に保管し、適宜閲覧できる状態とする。決裁書を含めた職務の執行に関する文書については、「文書管理規程」を定め、適正に保存、管理する。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規則」、「組織ならびに業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「業務決裁要綱」により取締役及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にする。

また、経営基本方針に基づく全社戦略を各部門の目標に展開し、その目標に対する成果を客観的に評価するとともに、財務・顧客・業務プロセス・人材と変革の4つの視点から戦略を立案し、実現することにより企業価値の向上を図る。

④従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を当社全体に徹底し、その実践を図る。

「コンプライアンス基本規程」に基づき、社長が責任を負い、管理部が関係部門と連携しコンプライアンス推進体制を整備する。また、内部通報制度「クリスタルホットライン」の運用、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備等を行う。

⑤損失の危険の管理に関する規程その他の体制

シャープ株式会社がシャープグループとして定めた「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、多様なビジネスリスクに総合かつ体系的に対応し、緊急事態の発生に際しては、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図る。

また、当社は、「シャープグループ事業継続計画（BCP）取組指針」に沿ってBCPを策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制を整備・運用する。

⑥当社及び当社の親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の経営について、独立法人として自助自立経営を行い親会社から適正な指導・監督を受け親会社を含むグループ間取引は適切に行う。

⑦監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実行性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき専属の従業員（以下「監査役スタッフ」という）はいないが、管理部が監査役の職務を補助する。また、監査役から求められた場合は、監査役スタッフを置き、異動その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得るものとする。

⑧取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

「重要事項の監査役報告要領」を定め、これに基づき当該重要事項とその概要を遅滞なく監査役に報告する。

また、監査役は取締役会等の重要会議に出席して、重要事項の審議・決定又は重要な職務執行の報告を通して取締役の職務を監査するとともに、重要事項発生と進行状況を確認し、必要に応じて取締役もしくは関係部門長の説明を求めることができる。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長及びその他の経営幹部は、定期的又は監査役の求めに応じて随時に監査役と会合をもち、経営方針並びに当社の経営課題、経営環境の変化について意見交換を行い、監査役がシャープ株式会社の監査等委員、及び顧問弁護士、会計監査人、及び親会社の監査役、会計監査人、その他の外部関係機関と情報交換を行う機会を保障する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全社員対象に、「シャープ行動規範に基づくコンプライアンスの学習」を定期的実施している。

また、取締役会において、取締役の職務執行状況報告を定期的実施し、執行を相互に監督し、監査役から取締役に対する助言・指導があった場合は、これを尊重するとともに、速やかに対応を実施する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程に基づき、取締役会を含め重要会議の議事録を、事務局にて会議終了後保管し、重要文書の適正な保存管理を図っている。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規則」「組織ならびに業務分掌規程」「職務権限規程」及び「業務決裁要綱」を制定し、必要に応じて改定を行い、イントラネットに掲載している。

経営指標及び重点取組指標については、経営会議等で進捗確認を行い、今後の対応を審議・決定するとともに、定期的な実施・見込みを報告する。

④従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を全社員に徹底し、その実践を図っている。また、シャープ株式会社及び親会社の関係部門と連携し、当社の内部統制推進体制に基づき、コンプライアンスの徹底と研修を実施している。

さらに、「クリスタルホットライン」、「競争法ホットライン」、「ハラスメント相談窓口」への通報案件は、担当部門が窓口となり適切に対処している。

諸規程に関して、シャープ株式会社との共通規程の掲載先確認を行うと共に、独自規程については、改定要否を確認し、必要に応じて改定を行っている。

⑤損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ビジネスリスク事象発生時は「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき問題発生報告ルールに従って組織的に対応すると共に、損失の最小化と被害の拡大防止を図っている。

「シャープグループ事業継続計画（BCP）取組指針」に基づき、当社におけるBCPの具体的内容の策定と整備推進を図っている。

⑥当社及び親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社を含むグループ間取引においても、契約書や注文書を取得して取引条件を都度確認し、関連当事者取引を確認し、関連当事者取引等の該非チェック（「関連当事者取引規程」に基づき関連当事者取引等に関する検討書面を決裁書に添付すること）を実施、適正な取引を徹底している。

⑦監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するための専属の従業員は置いていないが、監査役からの依頼に基づき管理部が随時、監査役の職務を補助している。

⑧取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

「重要事項の監査役報告要領」を制定し、監査役の取締役会への出席により適宜重要事項の報告を実施している。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査計画の事前確認、監査資料の事前提供等監査環境の整備に協力している。また、適宜監査役との情報交換の機会を確保している。

第6期 事業報告の附属明細書

2025年4月1日から
2026年3月31日まで

記載すべき事項はございません。

監 査 報 告

2025年4月1日から2026年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)並びにそれらの附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年5月26日

シャープディスプレイカラーフィルター株式会社

監査役 中山 基男

